

して馬三十五匹・硫黄一万五千斤を装載し京に赴き進貢せしむ。
咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳四年（一四二九）三月二十日

盤字号船 使者阿蒲察都 馬二十四・硫黄一万斤大

地字号船 使者魏古渥制 馬一十五匹・硫黄五千斤大

注（1）阿蒲察都 『明実録』宣徳五年六月癸酉・丁丑・庚寅の各条

に入貢の記事がある。なお、（一六〇二）の注（4）阿不察度、を参照。

（2）魏古渥制 『明実録』宣徳五年十月癸酉・十一月乙巳の各条
に入貢の記事がある。

1-16-12

国王尚巴志より礼部あて、万寿聖節の慶賀の進貢の事、海船の修理を請う事、曆日の事の咨（二四二九、一〇、一〇）

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行あさに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。今、使者佳期巴那等を遣わし、使者郭伯茲くわくはくし每等どもと共に、共に表文一通を齎捧して京に赴き、宣徳五年（一四三

〇）の万寿聖節を慶賀し、及び仁字等号海船二隻に坐駕し、馬四十四・硫黄八千斤を装載して、京に赴き進取せしむ。合に知会すべし。所拠の使者佳期巴那、求めて告称するに、今去く仁字号海船一隻は、永樂十五年（一四一七）の間に、欽依して浙江に於て撥あにせる瑞安千戸所の海船一隻なり。駕使して通年往来朝貢して、今に経いるまで年久しく、船底は損折し頭尾は低垂し、楨い棋は過海の驚險に堪えざるも、卑国は物料艱難なるに縁より、修理する能わず。合に咨して、官、為に修理し堅固ならしめ回国して、以て下年の輸貢の便益に備うるを賜うを乞うべし、と。咨して施行を請う。

一件、曆日の事。近ごろ礼部の咨を准くるに、欽依して頒賜せる宣徳四年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、遣来せる使者南者結制等に就付し、收領して回国せしむ。移咨して知会す、とあり。此れを准く。欽遵して欽受するを除くの外、合行に回咨して知会すべし。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳四年（一四二九）十月初十日

咨

注（1）佳期巴那 この入貢は『明実録』宣徳五年九月癸丑・十月甲

戌の条に記事がある。

（2）郭伯茲每 この入貢は『明実録』宣徳五年十一月癸卯・癸丑

の条に記事がある。このほか、宣徳四年四月辛丑・五月丁巳の条にも入貢の記事がある。

(3) 八千斤 原文では八拾斤。当時、硫黄の入貢額は通例数千斤であり、誤記と思われる。

(4) 千戸所 明代の兵制の衛所組織の一つ。千戸を長とし、兵士一千人を指揮下に置く。瑞安千戸所は浙江省温州府瑞安県南東に置く。

(5) 舳底 船底。

国王尚巴志より礼部あて、海船の賜与と附搭貨への銅錢給与に対する謝恩の進貢の事、附搭貨への永楽錢給与を請う事、海船の修理を請う事の咨(一四三一、三、一九)

琉球国中山王尚巴志、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、謝恩の事。長史梁回・使者達旦尼等の告に随扈するに称すらく、宣徳三年(一四二八)、本国の差を蒙り、表文・方物を齎捧して、欽差の内官柴山の来船に附搭し、装載して京に赴く。謝恩の事完り、梁回等、呈を備え礼部に前赴し、船隻を賜わり回國して往來し朝貢するを奏するを告乙せるに縁り、海船一隻を欽賜

せられて国に到り、並びに衣服等の件を齎す。呈して施行を乞う、と。長史鄭義才・使者南者結制等に随扈するに、表文・方物を齎捧して各々船隻を駕し、装載して京に赴き謝恩す。所有の附搭の蘇木等の物は、給価の銅錢を欽賜せられて国に到る、と。此れを得て、前事を参照するに理として合に通行すべし。今、使者由南結制を遣わし、使者謂慈勃也等と同に、共に表文一通を齎捧し、及び洪・恭等字号海船三隻に坐駕し、馬六十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き謝恩せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。今、使者由南結制等、洪字号海船一隻に坐駕し、蘇木・胡椒を附搭する有り。如し給価を蒙らば、上年の事例に照らして永楽通宝錢を支給し、回國して流通し伝用するを乞う。其の余の船隻の附搭の数は、乞う、常例に依りて絹匹等の物を給価せんことを。誠に便益と為す。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。使者由南結制等の告に扈するに称すらく、永楽十六年(一四一八)の間、欽依して福建に於て□□に撥与せる洪字号海船一隻、国に到り、通年往來し朝貢し、今に経るまで年久しく、船身並びに楨榦は俱に各々損壞す。告して施行を乞う、と。此れを得て参照するに、原王相懷機等の領駕し來れる船に係わるの外、見に本国、木料を産せざるに縁り、式に依りて修理し堅固ならしむる能わず。乞為う、具奏して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す